平成２３年（フ）第３０６号
佐賀県小城市小城町畑田1683番地23
債務者　古賀　啓輔
1　決定年月日時　平成23年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３０７号
佐賀県佐賀市本庄町大字末次986番地
債務者　鷲﨑　操
1　決定年月日時　平成23年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１８２号
大分市山津町１丁目11番１号　矢善ビル302
債務者　小川　恵一
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１５１号
宮崎県都城市大王町16街区17号ＣＯＺ・ＯＮＥ都城106号室
債務者　貴嶋　拓也
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第１５９号
宮崎県都城市高崎町縄瀬3063番地１
債務者　瀬之口秀實
1　決定年月日時　平成23年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第６３号
宮城県角田市岡字天ケ迫13番地
債務者　小野　和彦
1　決定年月日時　平成23年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２３年（フ）第９３号
宮城県柴田郡柴田町槻木下町３丁目１番21号
債務者　半澤美和子
1　決定年月日時　平成23年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２３年（フ）第４５号
山形県新庄市中道町11番地の２
債務者　畠腹美智代
1　決定年月日時　平成23年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２３年（フ）第１５０号
茨城県守谷市美園４丁目７番地21
債務者　佐藤友里恵
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第１５１号
茨城県稲敷市市崎1356番地
債務者　飯島　芳広
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第１６９号
茨城県守谷市野木崎1680番地の１
債務者　樫村　和英
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第１７３号
茨城県取手市高須167番地２、前住所茨城県牛久市上柏田４丁目７番地６
債務者　渡邉　行男
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第１７４号
茨城県取手市高須167番地２、前住所茨城県牛久市上柏田４丁目７番地６
債務者　渡邉　栄子
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第１７５号
茨城県守谷市松ケ丘７丁目21番地15
債務者　小野寺　恵（旧姓三井）
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第１７９号
茨城県取手市宮和田531番地１―307
債務者　江口　直幸
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第２３５号
富山県高岡市赤祖父476番地　信開セルーラ駅南Ｎ棟203号
債務者　佐久間広美
1　決定年月日時　平成23年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１９４号
長野県中野市大字吉田1047番地５
債務者　長島　照美
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
長野地方裁判所民事部破産係